

## 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年3月15日号

執筆者:

[岩瀬 ひとみ](#)

[h.iwase@nishimura.com](mailto:h.iwase@nishimura.com)

[菊地 浩之](#)

[h.kikuchi@nishimura.com](mailto:h.kikuchi@nishimura.com)

[河合 優子](#)

[y.kawai@nishimura.com](mailto:y.kawai@nishimura.com)

[村田 知信](#)

[to.murata@nishimura.com](mailto:to.murata@nishimura.com)

[五十嵐 チカ](#)

[c.igarashi@nishimura.com](mailto:c.igarashi@nishimura.com)

[松本 絢子](#)

[a.matsumoto@nishimura.com](mailto:a.matsumoto@nishimura.com)

[菅 悠人](#)

[y.suga@nishimura.com](mailto:y.suga@nishimura.com)

### 訂正 (2024年3月21日)

以下のとおり訂正いたしました。皆様にご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。

<訂正箇所>

- ・ アップデート事項の見直しに伴う、イスラエル及びアルゼンチンに関する記載の削除

本ニュースレターでは、各国の個人情報保護・データ保護規制の主なアップデートのうち、2024年1月及び2月のものを中心にご紹介する。

## 1. 日本

- ・ 2023年12月27日、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」が一部改正され、同委員会のウェブサイトで[公表](#)されている。漏えい等報告に関する規則の改正等に伴う改正であり、2024年4月1日に施行される。
- ・ 2024年1月20日から2月19日まで、総務省及び経済産業省は「AI事業者ガイドライン案」に関する[意見募集](#)を行った。同ガイドラインは、生成AIの普及や国内外におけるAIの社会実装に係る議論等を踏まえ、既存の複数のガイドラインを統合・アップデートし、事業者がAIの社会実装及びガバナンスを共に実践するためのガイドライン（非拘束的なソフトロー）として新たに策定されるもので、プライバシーや個人情報の保護にも言及されている。

## 2. 米国

- ・ 2024年1月16日、ニュージャージー州において[包括的なプライバシー法 \(Act concerning](#)

[commercial Internet websites, online services, consumers, and personally identifiable information](#)) が成立した (2025 年 1 月 15 日施行)。また、2024 年 3 月 6 日、ニューハンプシャー州においても[包括的なプライバシー法 \(Act relative to the expectation of privacy\)](#) が成立した (2025 年 1 月 1 日施行)。いずれの州法も、他の州法と同様に、事業者等に対し、州内の消費者の個人データの管理又は処理に関して、プライバシーに関する通知や同意の取得、一定の場合のデータ保護アセスメント等の義務を課している。また、いずれの州法にも、消費者の提訴権 (private rights of action) の定めはない。これにより全米 50 州のうち 14 州において包括的なプライバシー法が成立したことになる。

- 2024 年 2 月 12 日、カリフォルニア州の児童のプライバシーに関する[法案](#)がプライバシーと消費者保護に関する委員会に付託された。同法案は、カリフォルニア州消費者プライバシー法 (カリフォルニア州プライバシー権法 (California Privacy Rights Act of 2020)) により改正された California Consumer Privacy Act of 2018) を改正し、18 歳未満の消費者の個人情報の保護を強化し企業の義務を大幅に拡大するものである。同法案が成立した場合、18 歳未満の消費者の個人情報の収集や 18 歳未満の消費者の個人情報の使用又は開示については、消費者、又は 13 歳未満の消費者の場合は消費者の保護者若しくは後見人が明確に許可しない限り禁止されることになる。

### 3. 欧州

- 2023 年 12 月 21 日、欧州司法裁判所 (CJEU) は、センシティブデータの処理が問題になった事案において、①医療サービス提供事業者がその従業員の健康データを処理する場合に、GDPR9 条 2 項(h)及び GDPR9 条 3 項が適用されること、並びに②GDPR82 条に基づく損害賠償は専ら補償的であり懲罰的な機能はなく、また、同条は過失責任を前提としているが、損害の原因となる事象に責任がないことを立証しない限り管理者の過失は推定されるとの判決事項を含む[判決](#)を下した。
- 2024 年 1 月 11 日、EU データ法 (Data Act) が[発効](#)した。適用開始は、20 ヶ月後の 2025 年 9 月 12 日である。
- 2024 年 1 月 18 日、英国の情報コミッショナー事務局 (ICO) は、Children's Code の年齢確認に関する意見のアップデート版を[公表](#)した。近時の技術開発を反映しており、子どもがアクセスする可能性のあるオンラインサービスの対応事項に関する指針を示す内容となっている。
- 2024 年 1 月 18 日、欧州委員会は、同委員会における適法、安全で信頼できる AI の利用を促進するための概要を示した、AI に関する声明を[公表](#)した。また、2024 年 1 月 24 日、欧州委員会は、AI 規則の施行の支援を目的とした AI Office を設立する旨[公表](#)した。AI Office の役割として、行動規範やガイドラインの作成や、AI 法の遵守状況のモニタリング等が予定される。
- 2024 年 1 月 25 日、欧州司法裁判所 (CJEU) は、①GDPR82 条 1 項に基づく損害賠償を得るためには、GDPR 違反だけではなく、当該侵害が有形又は無形の損害を与えたことも立証しなければならず、②個人データを含む文書が第三者に提供された場合、当該第三者によってデータが悪用される単なる恐

れがあるという事実だけでは、「無形の損害」が存在するとはいえないとの判決事項を含む[判決](#)を下した。

- ・ 2024年1月30日、欧州司法裁判所（CJEU）は、捜査機関が犯罪で有罪判決を受けた個人の生体認証データ及び遺伝データをその個人が死亡するまで一般的かつ無差別に保存する EU 加盟国の国内法令が、EU 刑事司法指令（Directive (EU) 2016/680）に反する旨の[判決](#)を下した。
- ・ 2024年2月14日、EDPB は、EU 域内の複数の国においてデータ処理が行われる場合に主たる管轄当局を判断する基準となる「主たる拠点（main establishment）」（GDPR4条16号）の解釈とワンストップショップの仕組みの適用基準に関する意見を[採択](#)した。EDPB は、同意見において、①管理者の統括管理部門（place of central administration）は、個人データの処理の目的及び手段に関する決定を行い、その決定を実行する権限を有する場合にのみ、管理者の主たる拠点到該当すること、並びに②ワンストップショップの仕組みは、管理者の EU 域内の拠点の一つが個人データの処理の目的及び手段に関する決定を行い、その決定を実行する権限を有するとの証拠がある場合にのみ、適用されることを明らかにした。
- ・ 2024年2月17日、EU デジタルサービス法（DSA）の規定が全面的に施行された。これは、2023年8月25日の大規模オンラインプラットフォームに関する規定の施行開始、2022年11月16日の DSA の一般的な発効に続くものである。

#### 4. 中国

- ・ 2024年2月1日から2024年3月2日まで「郵便及び宅配サービス利用者の個人情報安全管理弁法（意見募集稿）」の意見募集が実施された。本弁法は全32条からなり、郵便及び宅配サービス提供企業は、個人情報の処理目的、手法、情報の種類、利用者への影響、潜在的な安全リスクを踏まえて内部安全管理制度を構築し、無許可アクセスや情報漏洩、紛失を防ぐための必要措置を取ることが要求されている。また、個人情報の不法な収集、使用、加工、伝送、売買、提供及び公開並びに国家安全や公共の利益を損なう行為は禁止されている。法定の違反行為があり、是正を拒む場合、郵政管理部門は企業に対して10万元以下の罰金、責任者には1万元以上3万元以下の罰金を課すことができる。

#### 5. 香港

- ・ 2024年1月29日、PCPD（香港の個人情報保護委員会）は、「レストランでの電子注文に関するプライバシー上の懸念」に関するレポートを[公表](#)した。本レポートによれば、PCPD は飲食業者に対し、電子注文サービスの利用に関し、顧客が注文する際に個人データの収集を必要としない注文手段を提供すること、個人データを収集する場合はその必要性やセキュリティについて確認すること等を助言している。

## 6. 台湾

- 2024年2月19日、西洋薬卸売・小売業の主務機関にあたる衛生福利部は、今後、台湾における西洋薬卸売・小売業による中国大陸地区への個人情報越境移転を原則として禁止すると公告した（衛授食字第1131400642号公告）。但し、個人情報を薬品関連業務以外にて取得した場合、西洋薬卸売・小売業の業者が中国大陸地区の当局の要請に従い収集又は処理した個人情報である場合、契約の標準条項において中国大陸地区の機関に対し台湾個人情報保護法を遵守するよう求めることが明記されている場合等、一定の要件を満たす場合は除かれる。当該公告は公表日から1年後に施行される。

## 7. ベトナム

- 2024年2月11日、個人情報保護法とデータ法の策定を命じる指令第04/CT-TTg号が公表され、これに伴って同年2月29日、公安省が、個人情報保護法とデータ法の2つの提案書を公表し各々についてパブリックコメントを募集した。ベトナムでは現在サイバーセキュリティ法の下位規則として個人情報保護に関する政令が施行されているが、これらの法令案は、より包括的・統一的な個人情報保護・データ保護の枠組みを目指したものだと思われる。もっとも、現状ではこれらの立法プロジェクトは初期段階にあり、実際にこれらの法律が立法されるのは数年後になると思われる。

## 8. タイ

- 2024年1月29日、デジタル経済社会省は、過去2ヶ月間の情報漏洩事件数の多さに鑑み、個人データ保護に関する苦情の受付や助言など、包括的な個人データ保護サービスを国民や各機関に提供する「個人データ保護法センター（PDPAセンター）」を発足させた。また、同年2月15日、同省は、個人データ取引ネットワークに関する合同調査の結果を発表し、個人データの違法取引に関与した9人の個人を逮捕したと公表した。いずれもタイ国内での個人データ保護への関心の高まりを反映しているものと言える。

## 9. シンガポール

- 2024年3月1日、個人情報保護委員会は、「AI推奨・決定システムにおける個人情報の利用に関するアドバイザリーガイドライン」を公表した。同ガイドラインは、組織がAIシステムの開発及び学習に個人情報を利用する場合に、個人情報保護法がどのように適用されるかを明確にするものであり、以下の内容が含まれている。
  - 組織がAIを訓練又は開発するために個人情報を利用する際のルール
  - 同意を求める際に本人に提供すべき情報に関するガイダンス
  - データ仲介者となる可能性のあるAIシステムの開発者に対する個人情報保護法に基づく義務のガイダンス
  - 組織の個人情報保護法遵守を支援するためのベストプラクティスに関するガイダンス

## 10. フィリピン

- 2024年1月26日、国家プライバシー委員会は、2021年手続規則の一部条項を改正する NPC 通達第 2024-01 号を発表した。同通達は、新たな課題や増大するプライバシーに関する懸念に対する同委員会の戦略及び手続を強化することを目的としており、2024年2月10日に施行された。同通達は、同委員会に対し、さまざまなデータ処理活動について、積極的かつ体系的なコンプライアンス・チェックを実施する権限を付与している。

## 11. ケニア

- 2024年1月、ケニアのデータ保護委員会 (the Office of the Data Protection Commissioner) は、2023年末に①ヘルスデータの処理に関するガイダンスノート並びに②デジタルクレジットプロバイダー、教育産業及び通信産業に係る産業セクター別のガイダンスノートを発出した旨を発表した。関連する事業者は引き続き動向を注視する必要がある。ケニアのデータ保護法及び従前に発出されたガイダンスノートの概要については、[2023年3月24日号の個人情報保護・データ保護規制/アフリカニューズレター](#)を参照されたい。

## 12. オマーン

- オマーンでは個人情報保護法が2023年2月より施行されたが ([2022年8月24日号の中東ニューズレター](#)及び [2023年3月24日号の個人情報保護・データ保護規制ニューズレター](#))、同法の施行規則は未制定であったところ、2024年1月28日、オマーン運輸・通信・IT省 (The Ministry of Transport, Communications, and Information Technology (“MTCIT”)) により [施行規則](#)が [公布された](#)。同施行規則の概要は以下のとおりであり、同法の適用を受ける企業は、2025年2月5日までに遵守する必要がある。
  - データ取扱い時にデータ主体又は保護者 (データ主体が子供の場合) から明示的な同意を取得する義務に関連する規定 (なお、同法は、GDPR 等と異なり、管理者又は第三者の正当な利益がある場合が適用除外事由として定められていない)。
  - 遺伝データなどセンシティブデータの取扱いに要する MTCIT の許可の取得手続
  - データ主体からの同意の撤回、情報受領、個人データ修正・更新・ブロック等の求めに対し、45日以内に対処する義務及び当該求めを拒絶できる事由
  - 同法で作成が義務付けられる、データの取扱いに関する記録の内容 (データ主体の説明、アクセス権限者、取扱い期間、目的及び受領者)
  - データ主体の権利を害するおそれがある場合には、データ侵害から 72 時間以内に当局に通知する義務等
  - 個人データ保護オフィサーに関する詳細
  - データ主体に広告、マーケティング又は商業目的の資料を送付するにあたって書面による同意を取得し、一定の情報を提供し、またデータ主体が配信受領停止をするための措置を講ずる義務
  - オマーン国外にデータを移転するにあたって、①データ主体の明示的な同意を取得する義務 (但し、オマーン国が締結国となっている協定の遵守に必要な場合及び個人データが匿名化されている

場合は同意は不要である) 及び②管理者自身が移転先でオマーン国と同等の保護が与えられている点を保証する義務(他の法域では当局が第三国の十分性認定を行う場合が多いことと対照的である)

### 13. ブラジル

- ・ 2024年1月2日、ブラジルのデータ保護当局(ANPD)は、ANPDが公式文書や通信において一般的に使用する用語や表現を含む、個人情報保護とプライバシーに関する用語集を公表した。この用語集では、特に、「データベース」、「クッキー」、「正当な利益」、「プライバシーガバナンス計画」、「匿名化データ」、「データ主体」など、個人情報保護法制で使用される一般的な用語を定義している。
- ・ 2024年1月16日、ブラジルのデータ保護当局(ANPD)は、外部ユーザー向けの独自のオンライン申請システムの開始を公表した。旧システムのユーザーは新システムに登録する必要があり、既存の手続きは新システムを通じてのみ利用可能となる。
- ・ 2024年2月2日、ブラジルのデータ保護当局(ANPD)は、個人情報保護法(LGPD)に基づく個人データ処理の法的根拠としての正当な利益の解釈及び適用基準を明確にすることを目的とした、正当な利益に関する指針を公表した。同指針では、求める利益が正当か否か、個人データ処理の必要性、データ主体の権利への影響とその正当な期待を評価する仕組みとして、バランステスト(比較衡量)モデルを提供している。同指針は、バランステストの結果、データ主体の基本的権利と正当な期待が優先されるべきであると結論付けられた場合には正当な利益を法的根拠として使用することはできない旨を強調している。

### 14. コスタリカ

- ・ 2024年1月22日、2011年法律第8968号を改正する法案第24135号が議会に提出された。同法案は、コスタリカにおけるデータ保護水準を、国際基準(特にGDPR)に合わせることを目的としており、情報漏洩が発生した場合、データ管理者が当該情報漏洩を知ったときから72時間以内に、コスタリカのデータ保護当局(PRODHAB)及びデータ主体に対して当該情報漏洩の事実、及び、当該情報漏洩に関して、より詳細な情報を入手できる手段や場所を通知することを義務付けている。また、情報漏洩に関する通知の期限を守らなかった場合、重大な違法行為とみなされ、罰金の対象となることとされている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ

広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)